

～危機関連保証枠の認定を申請される方へ～

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、全国・全業種を対象として、信用保証協会が通常の保証限度額及びセーフティネット保証の保証限度額とは別枠で保証枠を設ける制度です。

主な認定要件

1. 本店登記地（個人事業主の場合は主たる事業所の所在地）が富津市内であること。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、1か月間の売上が15%以上減少しており、その後2ヶ月も同様の見込であること。

必要書類

1	認定申請書 2通	<input type="checkbox"/>
2	最近1か月分と前年同期の1か月分の売上高又は販売数量が確認できる資料 (試算表、売上台帳 等)	<input type="checkbox"/>
3	認定申請書(ロ)Dが確認できる資料	<input type="checkbox"/>
4	【法人の方】履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し	<input type="checkbox"/>
	【個人の方】直近の確定申告書の写し	<input type="checkbox"/>
5	委任状(代理人が申請する場合)	<input type="checkbox"/>
6	許認可証の写し※許認可業種の場合	<input type="checkbox"/>

- ・上記の書類を富津市役所商工観光課にご提出ください。
- ・上記の書類で確認が不十分な場合、別の書類をご提出いただくこともございます。
- ・認定書の有効期間は発行日から30日間です。

※ただし、令和2年3月13日から令和2年7月31日までに発行されたものの有効期間については8月31日までとする。

【お問い合わせ先】 商工観光課

TEL: 0439-80-1287